

## 令和5年度第4回岩手県大規模事業評価専門委員会

(開催日時) 令和5年11月27日(月) 10:00~12:35

※10:00~11:00 現地調査(非公開)、11:05~12:35 会議

(開催場所) 岩手県福祉総合相談センター

岩手県立県民生活センター

※会議は岩手県立県民生活センター2階大ホールで開催

1 開 会

2 挨 拶

加藤専門委員長

3 現地調査

4 議 事

大規模施設整備事業の事前評価について<諮問審議>

岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)整備事業(盛岡市)

5 その他

6 閉 会

出席委員

加藤徹専門委員長、狩野徹副専門委員長、小井田伸雄委員、竹内貴弘委員

松木佐和子委員、松山梨香子委員、八重樫健太郎委員、山本英和委員

※松木佐和子委員は会議から参加

欠席委員

なし

1 開 会

2 挨 拶

3 現地調査(非公開)

4 議 事

大規模施設整備事業の事前評価について<諮問審議>

岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)整備事業(盛岡市)

○八重樫政策企画部政策企画課評価課長 それでは、おそろいですので、委員長、お願いいたします。

○加藤徹専門委員長 それでは、審議に入らせていただきたいと思います。

まず、現地調査御苦労さまでした。

それでは、挨拶は先ほどやらせていただきましたので、早速本日の議題に入りたいと思

います。岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設、これは現在仮称ですが、その整備事業ということで、まず最初に事務局のほうから御説明お願いいたします。

### 〔資料No.3に基づき説明〕

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

小井田委員、お願いします。

○小井田伸雄委員 御説明どうもありがとうございました。私がちょっと疑問に思ったところ、疑問といえますか、教えていただきたいところが多いので、重要そうなものから順番にお話ししていければと思いますけれども、2点、3点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

まず、跡地といえますか、現有施設のほうの跡地の利用について、多分まだ決まっていないというか、これから考えるということが原則になるかと思えますけれども、現時点ではどういう方向が考えられるかという辺り、ちょっと教えていただきたいと思えます。恐らく先ほど拝見したところだと、両施設ともかなり老朽化しているというのは一方でそうだと思うのですが、2つ目に視察させていただきました県民生活センターのほう、こちらのほうは施設としてはかなり立派で、もしかしたら構造物としては比較的まだ耐用年数というところがそこまでは来ていないようにも見えたわけですが、ただもちろん維持費等の問題があるかと思えますので、トータルで見た場合には、例えば取り壊して売却するとか、ほかの施設を建てるとか、そういった考え方のほうがいいのかどうかという辺りをちょっと御確認いただきたいというのが1つです。

あとそれから、それに関連して、残地なのですけれども、ちょっと私の理解が不十分かもしれませんが、文書庫を造られるということで、これはいわゆるアーカイブのようなイメージで、公文書館のようなイメージで捉えていたのですが、それでいいかどうかというのと、あとやはりこの計画を伺っていて思ったのは、今回の計画については非常によく練られていると思うのですが、ほかの残地に関してはこれから決めるというときに、残った土地の制約の中で新たに考えなければいけないというふうなことになった場合に、例えば残地も最初から考えた上で整備をしたほうが効率的な場合というのもあり得ると思うので、ちょっとその辺りがどういうお考えなのかという辺りを伺いたいというのが2点目です。

あとすみません、もう一点だけちょっと気になるところであれですが、この一体的に施設を集約して運用するというのは非常にすばらしいなと思って伺っていて、途中でたしかひとり親の世帯の債務相談というふうなことで、それは確かにこの2つの福祉総合相談センターと県民生活センターが隣接しているということの非常に大きいメリットかなと思うのですが、現時点でそういう債務の整理等についての相談の件数というのが多いのかどうかというところですか。その件数が現時点でどのくらいあるかというのをちょっと教えていただくと、大分理解が進むかと思えます。

以上3点、よろしくお願いたします。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** 御質問ありがとうございます。まず、1点目の跡地と申しますか、利用の関係ということでございます。土地のほうは、確かに何も決まっていないところでございます。上物のほうでございますが、福祉総合相談センターのほうは御覧いただきましたとおり、なかなかあれを手かけてやるとなると、多分壊して建てたほうがいいのかという話があるかなと思ってございます。こちらのほう、県民生活センターのほうにつきましても、正直何も決まっていないと、これから考えていく形になりますけれども、これから新しい建物を建てる時に活用する地方債があるのですけれども、そちらの関係で、この建物を使うかどうかは別といたしまして、県の用途からは廃止した上で、後の使い道を考えなければいけないという制約がある関係と、基本的には県の財産から切り離れた形で何らかの、売却などを考えなければいけないといったようなところが出てくるかなというふうに考えているところでございます。

2点目の残地の部分でございます。文書庫のところなのですけれども、これは今もう既に建物が建てございまして、昔の短期大学のときの図書館のような、ちょっとホールみたいなものを文書庫として活用してございまして、これが比較的まだ年数が浅かったということがございまして、引き続き建物として使用しているところでございます。使用の実態からいたしますと、公文書館のような職員が常駐をして閲覧に供するような機能はなくて、県庁内の書庫といったような形の活用が今なされている建物になってございます。

3点目の債務相談の関係で、何か分かりますか。

**○藤川環境生活部環境生活企画室管理課長** 御質問ありましたひとり親世帯に関する相談に関してなのですが、消費生活に関する相談のうち、多重債務に関するものについては、R5で今471件あるところなのですが、残念ながらひとり親世帯に関しての相談件数については把握していないところですので、御了承いただきたいと思っております。

**○加藤徹専門委員長** よろしいでしょうか。

**○小井田伸雄委員** よろしいでしょうか。

2つ目と3点目に関してですが、2点目に関しては文書庫として既に使われているということでしたけれども、それはちょっと今回の事業とはまた違うものとは思いますが、現在公文書館のような機能を持った施設というのは、岩手県ではなかったように思うのですが、むしろ非常にそういった公文書館的な役割を持つ施設というのは重要だというふうに認識が高まっているところだと思いますので、そういう意見が出たというぐらいでもいいかとは思いますが、残地についてもそういった形でぜひ効率的に御活用いただきたいというふうに思っております。

あとそれから、3点目ですが、債務相談の中でひとり親世帯というところは分からないと思うのですが、逆に福祉総合相談センターのほうで実際ひとり親世帯等で債務整理がかなり問題になっているというような事例ですとか、件数までは分からないと思いますが、そういう感触みたいなものがもしあれば、教えていただきたいと思っておりますが、いか

がでしょうか。

**○藤原環境生活部県民生活センター一次長** 県民生活センターです。実際に県民生活センターと福祉総合相談センターで連携する事例というのがありまして、例えば多重債務で返済が苦しいので、任意整理をしたいという案件で、多重債務の原因がギャンブル依存症だったとか、あとは知的障がいや精神障がいがあって金銭管理ができず使ってしまったとか、だまされたとか、そういったことはたまにございます。

あとそれから、家庭のDV絡みですと、夫が生活費を出してくれないので、多重債務になったというものもございますし、あとは夫のDVから逃れて、それで福祉総合相談センターの支援を受けている方が生活保護を申請する予定ですけれども、債務があつてどうしましようといったような相談も実際にございました。

**○小井田伸雄委員** ありがとうございます。特に最後のお話というのは、そういう事例を伺うと、一体的に整備するという意義が非常に高まるかと思imasので、先ほどの説明ではごく簡単にということで、連携の可能性もあるという程度でお話いただいたと思imasますが、少しその辺りも恐らく強調していただいたほうがよろしいのではないかというふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

**○加藤徹専門委員長** よろしいでしょうか。

それでは、他の方々、何か御質問、御意見ございませんか。

では、山本委員、お願いします。

**○山本英和委員** スライド資料で13ページと14ページのところになります。ここで、この事業概要の経緯を説明していただいたのですけれども、福祉総合相談センターと、あと県民生活センターの一体整備ということだったのですが、経緯を見る限りは福祉総合相談センターが大きく変更しなければいけないということで、しかも問題になっているところ、こちらのほうが圧倒的に多くて、そちらの施設を移転すると。そこに対して、県民生活センターもできれば一体化して行いたいというように経緯が流れていると思うのですけれども、この解釈でよろしいでしょうか。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** 御質問ありがとうございます。福祉総合相談センターの関係につきましてはそのとおりなのですが、その後で当然財源的な問題もございますので、そういった形で庁内調整、総務部と具体的にはお金の相談とかしながら考えていく中で、近隣にこちらの建物がありまして、見た目的にはまだ使えそうな建物ではありますけれども、40年ぐらい経っていて、それなりに老朽化も進んでおるといふようなところもございまして、そういったところから総務部のほうからその辺1つにまとめて、そういった消費生活相談とか金融相談も関連性がそれなりにあるという機能を持っているので、1つの建物に、大きな建物を建てて入ったほうがいいのではないかというような話もありまして、それを踏まえて庁内調整を行いました上で、今回こういう形の基本計

画を定めたといったようなところになります。

**○山本英和委員** ありがとうございます。

そうしますと、次の14ページ目の内容で、今までのスペース、計画が4,900㎡、それで493㎡小さくなるということだったのですが、本来の福祉総合相談センターとして必要なスペース自体は、むしろかなり大きくなって、県民生活センターが今まで利用していたスペースは大幅減です。ですから、最終的には現有からマイナス493とは言いながら、実際には福祉総合相談センターを広げるような計画だと思うのですけれども、だから対外的にむしろあまり増やしたくないよということを県として言いたいので、こういうふうなやり方をしているのか、本当に必要だったら福祉総合相談センターを増床する言い方をしても、私は全然問題ないと思うのですけれども、その辺、何か案というか考えがありましたら教えていただきたいということと、これ逆に、私は県のやり方賛成しますので、このやり方が是なら、県民生活センターではない施設で老朽化しているようなものがあれば、むしろ追加でさらに一体化して整備したほうがいいのではないのかなと私は個人的には思います。

特に短大跡地はすばらしい立地だと思うので、ちょっと悪い言い方かもしれないのですけれども、慌てて県民生活センターの施設だけを追加して何とかするよりは、せっかくの機会なので、もっと追加する施設があるのだったら一体化したほうがいいのではないのかと。これはもちろん個人的な意見ですけれども、その辺、間違っていたら御指摘いただければと思います。よろしくお願いします。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** ありがとうございます。この2つの施設、面積的には493㎡ほど減らすというような形とさせていただいております。これは、この施設に限らず、各都道府県、市町村において、高度成長期にいろんな施設整備とか、うちの県もそうなのですけれども、整備をした関係で、結構年数が経ってきていろいろ手を入れなければいけない施設が増えている状況の中で、片や人口が減少してきたりとか、ちょっと社会情勢が変わってきたところを踏まえて、そういった県が保有する公共施設の適正化、どの程度が本来持つべきなのか、それは経済性の面とか持続可能性の面からもそういったことを考えた上でやるべきだということもございまして、こういった形になったというところがございます。

結果、どうしても児童相談所、婦人相談所の部分が機能を増やしたというような形、面積が増えているような形になってございます。これは、委員からお話いただきましたとおり、一時保護所のほうの充実を図らなければいけないといったようなところとか、あとは職員が建設した当時に比べまして大分増えてきたというようなところから、適切な執務スペースを確保するというような観点からも、こういった形で整備を進めたいというふうなところでもございますので、委員からお話いただきましたとおり、建てたから福祉総合相談センターの機能を強化するというよりは、福祉総合相談センターのそういった人的な機能を強化してきたのに合わせて、施設のこういった大きさを基本計画と定めたというふうなところかなというふうに考えてございます。

あと、もう一点、御質問いただきました福祉総合相談センターと県民生活センター以外の県の老朽化した建物はほかにもあると。何か考えたらというようなお話でございます。

その点のところは、確かに委員の御指摘の部分は多分にあるかなと思ってございますが、ほかの施設でこういったところで、話としてはどんな施設がいいのかというところもあるのかなというのがございます。住宅地なものですから、今回の施設につきましてはあまり地域住民の方から来てくれるなとかといったような御意見はいただいているところではございませんけれども、なかなかこういう、一等地ではあるのですけれども、住宅地で非常に落ち着いたところの場所だということも考えますと、持ってくる施設はどういった施設がいいのかというところをちょっと考えなければいけないということもございまして、一緒に造るとしたときも、これといったような施設が私もなかなか思い浮かばないところを考えますと、現時点におきましては現行の計画がよりベターなのかなというふうに考えているところがございます。

**○山本英和委員** ありがとうございます。どちらかという、経緯を見る限り、令和4年の6月で一体整備についての検討を開始となっているので、むしろもともと福祉総合相談センターを建て替えるというのは、きつともう県の方針だと思ったのです。ここで、逆に言うと県民生活センターの一体化について動き出したことがすぐこちらとしては分からないのです。だから、本来もしかすると県を挙げてでもいろんなところから手を挙げるところがないかというのを調査して、その中でいろいろ候補があって、このような経緯になったというならすぐよく分かるのですけれども、だからそう動いているわけではないのですねということは今ちょっとまず確認したいです。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** そのところは、委員御指摘のとおりでございまして、どちらかという手広く探した結果というよりは、一本釣りの形で福祉総合相談センターと県民生活センターを一緒にといったようなことを考えたらどうなのだというようなところの話を受けまして、検討したということが経緯でございます。

**○山本英和委員** 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、今度は事業費が、次の16ページ、29億7,000万円というのが先に決まっているのですけれども、まだ細かいところが決まっていない段階で29億7,000万円というのは、なかなかその辺り、むしろどこかから、上限が先にあって、ここまで使っているという方向で動いているのか。特に後半のほうで景観とか考えなければいけないような設計とかしなければいけないとなると、逆にまたこれが使える分が少なくなる可能性も十分出てくるので、この辺も事業費の決め方とか何か、その辺詳しく教えていただければお願いいたします。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** この事業を進めていく上で、やはり金額的なものが何もないというのはなかなか、最終的に事業を進めていく上でも、判断する上でも、ある程度の目安ではないですけれども、そういった金額的なものが無いと、当然県としても判断できないというところもございまして、そのために打ち出した金額でございまして。面積的な部分を踏まえて、あとは過去の部分において大体30億円程度で現状であれば建てられるだろうということでお示しした形になります。

最終的には、これが全て絶対的な上限として決まっているというよりは、これがあまりにも大きくはみ出す形になりますと、ではそもそも何だったのだという話にも当然なりませんので、この数字自体はこれを意識した上で基本設計等の作業に当たらなければならないというふうには考えてございますが、昨今のそういった物価の上昇の関係等々を踏まえますと、これが全て絶対的な守らなければいけない上限値というような形で、もう確定的なものなのだというふうにはなかなか言えないというのは、委員のおっしゃるとおりかなと思っておりますので、そこのところは基本設計の作業を進めていく中で、当然物価の上昇等々の状況も恐らく引き続き続いているということも想定されますので、そういった状況を見据えながら、この金額で収まればいいのですけれども、これを大きく上回るようなときには、また各種調整をした上で、たしか基本設計の策定の後に、またこちらの委員会のほうにお示しする形の手続になっているかと思っておりますので、御意見を踏まえながら、最終的に設計等々に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

**○山本英和委員** 分かりました。ありがとうございます。この意義も分かるつもりですので、決してこれで悪くなることばかりを想定しているわけではないので、うまくいくことを期待しております。

以上です。ありがとうございます。

**○加藤徹専門委員長** それでは、八重樫委員、どうぞ。

**○八重樫健太郎委員** では、私のほうからは事業概要の建設予定地の候補地選定の話とかになると、24 ページなのでしょうか、ここの検討された候補地ということで、この跡地というところが記載されておるかとは思いますが、先ほどの事業概要の経緯の中で見ると、令和元年の8月ですか、移転改築の方向で調整ということが書かれているかと思うのですが、ここの跡地に決定というか、方針を決めたこのプロセスを御存じであれば教えてほしいなというところなのです。

全てここありきで話が進んでいるように見えるのですけれども、先ほどの新しい土地の建設利用の中に盛岡市の建物ですか、これだと22 ページとかにある山王児童・老人福祉センター、もともとこれが共同でこの土地で使うことがありきで進んでいる話だったのか、その決定プロセスの中でこれがあったからここにしましょうという話になったのか、ここのプロセスがちょっと見えていないのかなというところで、そこが知りたいです。

というのも、先ほど山本委員がおっしゃったこの土地というのは、本当にすごく立派な一等地かなと考えていて、ここの全体のところでまだ遊休というか残地の利用が決まっていないようなところもありましたので、なぜここを移転先の候補地として決めたのかというところが、選定理由には理由というところは書かれておりますけれども、そもそもここにまず方針を決めたというところをちょっと教えていただければと思います。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** ありがとうございます。建設予定地の選定の経緯といったようなことだと思います。まず、令和元年8月に旧県立盛岡短期大学跡地への移転改築の方向で調整をしたというふうな記載をさせていただいてございます。これは、

福祉総合相談センター、保健福祉部で所管してございますけれども、こちらの建物がやっぱりその時点でそれなりにもう老朽化が進んできておりました、何らかの手だてを講じないといけないだろうというふうな問題意識が当初ございました。その中で、一つの選択肢とすれば移転新築と、あとは長寿命化、改修をしてもうちょっと長く使うといったようなことがあるのだと思うのですけれども、御覧いただきましたとおり、施設の老朽化度合いも大分進んできているといったようなところとか、執務スペースや相談室がなかなか狭かったりとかといったようなことからすると、改修をして今の建物を長く使うというのはなかなか難しだろうということで、一応保健福祉部といたしましては、この段階では部の考えといたしまして、移転新築をしたいというふうな形で考えをまとめました。

その際に、ではどこがあるかといったような形で考えたときに、盛岡市内でまとまった県有地がなかなかないといったようなところがございますので、総務部がこの短大の跡地を管理してございますので、保健福祉部としてはこの建物をもし利活用の予定がないのであれば、福祉総合相談センターをここに移転新築したいというふうに考えているというような形で話を始めたのがこの令和元年度の時期だということでございます。

その後、総務部のほうでもこの跡地の使い道を様々検討していく中で、盛岡市のほうからこの敷地の一部を使わせてほしいと、山王にある老人福祉センターとかも大分老朽化していたりとかということもあったようでして、そのためにそういった建て替えの場所が盛岡市としてもなかなかないというところで、この短大の跡地の全部は広過ぎるので、一部を使わせてほしいといったようなお話がどうもあったらしくて、そういった中で総務部のほうで盛岡市からの申出、あとは地域住民からも高層マンションのような建物ではない建物に活用してほしいといったような御要望も、県なり、あとは盛岡市のほうにも御要望があったようでございますので、そういったところも踏まえまして、盛岡市としても左隣のほうにそういった児童センターとか老人福祉センターという形で、盛岡市にこちらのほうの土地を売却した上で、売却なり、等価交換か、ちょっと私もそこは申し訳ないのですが、きちんと今把握してございませんが、そういった形で土地を盛岡市に渡しまして、盛岡市のほうでそちらのほうの整備をしていただくと。残りの部分のうちの一部を福祉総合相談センター、これも福祉関係の重要な施設でございますので、そういった形で、新しく入ってくる盛岡市の児童センターなりと、そういった拠点も形成されるだろうという形で、こちらのほうでそういった形で福祉総合相談センターと県民生活センターを一体的に整備した建物をここに建てるのが適当だろうということで、最終的に庁内で合意形成したと、決定させていただいたというふうな形でございます。

ですので、最初のところは委員お話しいただいたとおり、ここに跡地が、広い土地がございますので、当部としてはここに建てたいというふうな手挙げをさせていただいた上で、その上で様々内部で調整した上で、盛岡市の希望もありますので、そういったことを踏まえて福祉的な拠点の場所として適切だろうということで、今回こういった形で基本計画のほうを諮問させていただいたというふうな形になってございます。

以上でございます。

**○八重樫健太郎委員** ありがとうございます。ちょっと私が気になったのは、この一等地の広大な土地なので、これも県の財産と考えたときに、果たしてこれをそのまま移転先と



して使ってしまうことが本当に妥当、経済的に考えたときに、売却して別のところに充てたほうが経済的には合理的に働く可能性はないのかなというところは検討されたのかなというところがまずちょっと気になったというところです。

これもあってなのか、ちょっと気になったのが、16 ページでこの整備事業費のコスト縮減への取組という中の2 ポツ目のところなのですが、県有地を活用することによって事業費を抑制するというような記載があるのですが、その観点からいった場合、キャッシュアウトはないにせよ、あくまでもこれも県の財産ですし、それを売却した後にどこかで再取得するという考え方からすると、同じくらいの土地を使ってしまうので、そういった意味ではこういった表現はかえって誤解を招くというか、ミスリードする可能性もあるのかなというふうに考えておりますので、どちらかというとその候補地選定される場合というのは、代替手段というか、代替案が本当にこれでいいのだよねというところがもう少し見えるとありがたいなというふうに感じました。

以上です。

**○加藤徹専門委員長** よろしいでしょうか。

松山委員。

**○松山梨香子委員** すみません。松山です。資料の 25 ページのほうなのですが、施設計画の妥当性というところで、基本計画に関わるような4 つのポツがあるのでありますが、その中で2 ポツ目の利用者の保健衛生に十分配慮した構造・設備というところだけうたっているのですが、これはもちろん今の状態を見ると必ずすべきことなのだと思うのですが、特に児童さんの一時保護とか、そういった特別配慮するような施設なので、建物の配慮は当然すべきことだと思うのですが、建物面からも心のケアができるような環境整備とかというところはアプローチが可能だと思いますので、心理面への配慮というのも計画のほうに入れていただければなというのが1 つで、関連してお伺いしたいのですが、一時保護された児童の方々というのは、一日中施設にいらっしゃるのか、それとも行けるときは学校へ行くのか、保育園へ行くのかというのがちょっと分からなかったので、教えていただきたいのですが。

というのも、後ろのほうに小学校があって、前のほうにも学童みたいなものが入るところで、いろいろ悲しい思いとかつらい思いをしてきた子供たちが安心して一時保護してもらえる施設であるべきだと思うのですが、にぎやかなところということになるので、1 日の過ごし方というのはどうされているのかなというのをちょっと一つ教えていただきたいのと、14 ページ目なのですが、赤枠で囲んでいただいているうちの計画の延べ床面積のところ、上から3 つ目の身体障害者更生相談所というものが現行の延べ床面積の半分くらいになっているのですが、どうして少なくなっているのかなというのを一つお伺いしたいのと、その他（入居団体、廊下等）というところに多分水回り関係とかもここに含まれるのかと思うのですが、今の施設は身体障がい者用というか、ユニバーサルデザインとなるようなトイレがほとんどなくて、各階にあるフロアのトイレも、女子トイレ、上だけ拝見しましたがけれども、和式でした。和式から洋式にするとなっても、プラス2 倍の面積だと思うのですが、現行の面積とさほど変わらない面積で、そういう基本的なとこ

るを改善できる見込みをされているのかどうかというのをちょっとお伺いします。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** ありがとうございます。まず、25ページのほうの御質問から回答させていただきます。

心理面の配慮を十分にとのお話でございました。こちらは全く委員の御指摘のとおりでございます。基本設計等を行う際に、そこは十分考慮して対応したいというふうに考えてございます。

同じページのもう一点、一時保護施設に入所された児童の方たちが学校とかに行ったりするのかといったようなお話でございます。現状からいたしますと、一時保護する経緯、様々児童ございますけれども、一時保護せざるを得ないような状況になっているお子さんたちも多数ございますので、現状では外部に、例えば学校だとかに通ったりとかということは基本的になくて、一時保護施設の施設の中で基本的な生活をしていただいている形になってございます。ですので、その一時保護された児童の状況にもよるのですが、決して長くいることが適切なところではございませんので、あくまでも一時保護するところでございますので、それほど期間を置かないように次の生活の場、あるいは児童養護施設だとか、あるいはそういった環境の改善とかを図りながら、次のところにそれほど時間を置かずにつなげていくための一時的な場所だというような形で考えてございます。

ただ、国のほうでこの児童相談所の一時保護所の設備・運営に関する基準なりを今検討をしております。新しい基準が来年の4月から施行される予定なのですが、こちらのほうの基準の現在の案ですと、一時保護した児童につきまして、子供の療育上の観点からだとは思いますが、例えば保護される前に住んでいたところの学校に通ったりすることができるような何か支援をするように努めなければならないとかといったような基準が設けられるような検討が国のほうで進んでいたりもするようですので、そういったところにつきましては、今後こういった形が一時保護した児童にとって一番よいのかというのを考えた上で、そこは対応をしていかなければいけないところだろうなというふうに考えているところでございます。

次に、14ページ目で2点ございました。そのうちの1点目の身体障害者更生相談所の面積が減っている理由でございます。この身体障害者更生相談所の関係も、機能が一部、矢巾町の岩手医大の近くに療育センターというのが少し前に移転新築をしたのですが、そちらのほうに補装具とかそういった関係の療育センターが、身体障がいとかのそういった機能がありますので、そういったところの機能の連携を密にしたほうがよかろうということで、身体障害者更生相談所の機能の一部を矢巾町の療育センターのほうに移した関係がございまして、新しい計画のほうではちょっと面積が減っているというような形になってございます。

あと、その他の部分の面積がほとんど変わっていないのに、トイレだとか、そういったところがきちんと、今の通常の基準、洋式トイレだとか、そういったのにきちんと替えられるのかといったような御質問だったかと思えます。面積的には、確かに現行の延べ床面積とほぼ変わらないような形になってございますけれども、入居施設のところの面積を減らしたりとか、あとは会議室とか、相談室とか、県民生活センターと総合相談センターの間で共用化、共通で使用できる施設を設けたりすることによりまして面積を捻出したしま

して、トイレだとか、そういったところの水回りの部分とか、洋式化とかということを中心にやっていける部分の面積になっているかなというふうに考えているところでございます。

**○松山梨香子委員** ありがとうございます。ただ、先ほどのお話で、個室の相談室が足りないですとか、そういうことをおっしゃっていたので、入居団体の方が狭くなったりすると大変だと思うので、最初に見込んでいていいのであれば見込んで、もう予算確保されていたほうが後で窮屈にならないと思うので、御検討いただければと思います。ありがとうございます。

**○加藤徹専門委員長** よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

狩野先生、どうぞ。

**○狩野徹専門副委員長** 狩野です。私も建築の立場で松山委員とかぶるところがあります。資料の25のところです。今回障がいのある方々の施設になります。今までの県のやり方だと、ある程度プランが決まってから当事者の意見を聞くことが多いルールがありますが、ぜひ今回は相談室などの計画を立てるところで、当事者やスタッフの方の意見を聞く機会をぜひ取っていただきたいというのがお願いです。今、私は障がい者関連の県の委員会もさせていただいて、プランが決まる前に自由に発言できるということの機会がぜひ欲しいという意見が多く出てきています。

今日現場のほうを見せていただいたところ、狭いことと古いことで、やむを得ないところがあったと思うのですが、最近は相談内容でも複合してきています。例えば親が高齢者で子供が障がい者、あるいは高齢で障がい者であるとか、精神障がいなのか、身体障がいなのか微妙なところがあるわけです。新しくするのであれば、しかも生活センターもあるのであれば、ワンストップのようにまずそこへ行って内容を調整をしてくれるようなところをぜひつくっていただきたいと思います。

それと、法令に基づいて整備していることになっているので、高齢者はいきいき財団に委託されています。今後性的マイノリティー、LGBT関係など、まだ法令化されていないことも恐らく問題になってくると思います。そうすると、先ほど指摘されたようにトイレの造り方の課題も出てきます。そうすると、面積に多少余裕があったほうがいいのではないかと思います。要するに今一生懸命頑張って予算を、上限があるようにで、そこに抑えようとされているのですが、まず必要なものは必要なものと洗い出させていただいて、その中であと検討していただいたほうがいいのかと思います。福祉関連の分野は時代が進むと増えてくるもので、要求は増えてくるような気がするのです。なので、上限を決めて、その中で検討するよりかは、本当に必要なものは何かを一回洗い出させていただいて、本当に必要なものは予算が多少増えても反対されないと思います。今日お話を聞くと、一生懸命予算額を削減しているのはわかりますが、必要なものは必要というものははっきりされて、それで議論したほうがいいのかなと思います。せっかく造るのであれば、計画段階のときに必要なものを計画し、いいものを造っていただくシステムをつくってほしいと思

います。

もう一つ、これは毎回大規模事業評価委員会で発言をさせていただいているのですけれども、初期コストというものとランニングコストを考えると、例えばCO<sub>2</sub>を削減することにつながる、多少、若干コストが高くなっても木材を使っていくことの効果も含めた積算をさせていただいて、建設コストだけではなくて、社会的コストも50年スパンで考えていけないでしょうか。50年ぐらい先に、昔はこんなの造ってしまったのだとにならないようにしてほしいと思います。ゼロカーボン関係の専門の方いらっしゃるといますので、ぜひこの後具体的な基本設計になっていくときに検討していただきたいなと思いました。

これは意見なので、お答えは難しいかもしれませんが、発言させていただきました。

以上です。

**○加藤徹専門委員長** 御要望として伺っておけばよろしいでしょうか。

**○狩野徹専門副委員長** はい、そうです。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** せっかくですので、よろしいですか。

**○加藤徹専門委員長** はい。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** ある程度お答えさせていただきます。すみません。

4点ほど御質問というか、御意見というか、いただいたかと思っております。障がい者の関係の当事者の御意見をという話でした。確かに通常ですと、設計が固まった上で御意見を伺うというのがパターンというところ怒られますけれども、多いのかなというふうには考えてございますけれども、9月の議会のときでも、ユニバーサルデザインということだけではなくて、インクルーシブに考慮した、そういった建物にしたものとするべきではないかというような御質問をいただいたりもしているところでございます。こういった時点でお聞きするのが適当なのかというところは、ちょっとこれから考えないといけないのですが、その辺も当事者の皆様の御意見を伺った上で、その施設の設計というか、建てていくというのは大事な視点だろうと思っておりますので、その辺は私どもとしてもこれから考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

2つ目の相談が複合している部分があるので、そういった相談がワンストップで受けられるような形で何かというような御意見だったかと思えます。こちらにつきましては、県民生活センターと福祉総合相談センターだけではなくて、それ以外にも様々経済的な理由であったりする方が、当然複合的な悩みとか課題とかをお持ちの方が利用といいますか、対象となって利用する機関でございますので、そこは委員御指摘のとおりでございます。ただ、ここの新しい施設だけでそういったものがなかなか完結できるものでもないところもございまして、総合的な福祉関係、あるいは経済的な関係のそういった相談対応というのはどういったものがいいのかと、ワンストップの部分と、どうしてもここですと盛岡

だけになってしまいますので、県土が広い部分もございますので、そういった部分を含めた意味で、適切な相談対応体制をどういった形で取っていくのがいいのかというのは、ちょっと考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

あとは、トイレのところでお話を頂戴しました。予算的な面が大きいので、面積を何とか少しでも小さくしましたとか、そういった形でどうしても説明しがちなところではあるのですが、委員御指摘のとおり、昨今の世の中の流れといたしますか、そういった状況を踏まえまして、必要なものはきちんと設計に反映させた上で、きちんとその辺は考えていくべきだというふうな委員御指摘のとおりだと思います。私どもも、もしこちらの委員会でお認めいただけるようであれば、これから基本設計のほうの作業に入っていく形になりますので、そういったときにきちんと施設として機能が十分果たせるように、必要なものをちゃんと精査をした上で関係機関、庁内できちんと調整した上で、きちんとしたものを建てるべく検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後の木材の活用のご関係でございます。これは、どういった形で木材を活用すべきかというのは、これから営繕の担当のほうともちょっと検討を進めていきながら考えていかなければいけないと思っておりますが、木材の利活用というのは、委員も当然御存じのとおり、公共施設を造る関係で、率先してやっていかなければならないという形で言われているものでございます。ですので、その辺のところはきちんと考慮した上で、木材をきちんと活用して建物のほうを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○加藤徹専門委員長** 続いては、ここでウェブで御参加いただいています松木委員、聞えますでしょうか。

**○松木佐和子委員** はい。ありがとうございます。

**○松木佐和子委員** 他の方々のコメントがかなり聞き取れない部分があったので、重複して聞いてしまうような場合もあるかもしれないのですが、申し訳ありません。あと、現地見学をしていませんので、ちょっとそこら辺のことは分かっていない部分があるのですが、2点気になっているところがありまして、1つは文言の問題なのかもしれないのですが、例えば資料の14ページのところを見ますと、児童相談所、婦人相談所という形になっていたりとか、あとは目的のところでは児童・女性の保護とかという形になっているのですが、実際には男性からの相談とかもあるとは思いますが、名前を新しく施設を移したときに、そういうユニバーサル化ということもうたっていますけれども、女性、子供という枠ではない、困っている人、皆さんに開かれているという形の名称に変更したほうがいいというか、そこら辺のことは考慮が進んでいるのかどうかというところの質問が1点です。

もう一つは、ちょっと内容が少し変わるのでございますけれども、資料26ページです。環境保全のことについてなのですが、今の環境保全区分はAとCが混在しているということになっていると思うのですが、現地、本日は見ていないのですが、実際外から見たことがあるのですが、現状ちょっとAランクのような状況には見えなくて、ど

の時点での環境調査でAランクに指定されたのかという、更地の状態になってはいますが、その中でAというふうに位置づけられたのかどうか、そこら辺のことをちょっと伺いできればと思いました。

以上2点、よろしくお願いいたします。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** それでは、14 ページの関係の御質問からでございます。施設の機能区分のところ、児童相談所、婦人相談所、身体障害者云々というような言い方をさせていただいているので、どうしても子供と女性のためだけのよう受け取られるところはあるのかなというふうなところは確かにございます。ただ、とはいっても、委員からお話しいただいたとおり、別に男性からの相談は全く受けませんか、そういうことは決してございませんで、当然男性からの御相談とかも受けていて、対応させていただいているところでございます。

ですので、新しいものができたときには、その名称の部分につきましては、今の仮称ですと福祉・消費生活関連相談拠点施設というちょっと堅い名前ではございますけれども、そういった新しい名前を検討する上で、委員から御指摘いただいた部分も踏まえまして、ちょっと内容のほうは検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、資料の26 ページ目のAランクとCランクの部分のお話でございました。この自然環境保全指針を策定しました県の自然保護課のほうに確認をした内容しかちょっと今お答えできないのですが、Aランクが指定された時期というのは、私どもも今のところちょっと把握はしていませんけれども、Aランクとして指定された部分というのは、近くに中津川が流れてございまして、そちらのほうの関係で一定Aランクの部分の指定が必要だというふうな判断の部分と、また盛岡短期大学跡地の部分は、お話しいただきましたとおり住宅地の関係の部分だということもありまして、それでCランクというような指定が環境保全指針上されているといったような形になっているところだそうでございます。Aランクに位置づけられた時期とかというのは、そこまでちょっと承知はしておらなかったのですが、今私どもでお答えできるところはそういったところでございます。

以上でございます。

**○加藤徹専門委員長** よろしいでしょうか。

**○松木佐和子委員** 1つ目については、よろしくお願いいたします。

2つ目について、ちょっとごめんなさい、聞き取れなかった部分もあるのですが、今の予定地に中津川が入っているということですか。地図上は入っているようには見えなかったのですが、近くにあるということですか。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** おっしゃるとおりでございます。近くにあるという形でございます。

**○松木佐和子委員** まさにその予定地の中に入っていないなくても、近くに中津川があるので、

環境をAランクとして位置づけられたということですか。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** このランクを定める際に、1キロ四方で切り取って、そのランクを定めるのだそうでございます。1平方キロの中に中津川がかかっているような形になっているのだそうです。敷地には当然かかっていないのですけれども、そのランクを設定する基準の枠の中に中津川がかかっているような状況になっているために、Aランクといった部分が指定されているという形のようにございます。

**○松木佐和子委員** 了解しました。そうしましたら、予定地には入っていないのか、中津川への環境にも配慮しながら、建物自体もそれに見合ったものにしていくという、そういう意味合いと受け取って、理解しました。ありがとうございます。

**○加藤徹専門委員長** まだまだ御意見あろうかと思いますが、予定の時間も迫っておりますので、竹内先生は何かありますか。

**○竹内貴弘委員** では、1つ時間ないので、簡単に。

ちょっと初めの3委員の先生方と関連するのですが、すっかりしないのは、福祉総合相談センターは築後50年を迎えて、寿命なので、そのままにしておく必要はなく、取り壊して別の用途に使われた方がいいと思います。一方で、移転先の短大は更地になっているわけで、既に建物を壊しているわけです。意見ですけれども、予算の関係も含め、建屋を取り壊す、壊さないの考え方をもう少し整合性をもってご説明頂きたいと思いました。その辺、よろしくをお願いします。

**○加藤徹専門委員長** 事務局、答えられますか。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** その辺のところは、御指摘ももっともかなと思います。どうしても旧盛岡短期大学の跡地、今跡地になっていますけれども、その前、滝沢のほうに県立大学が移転したときに、当然短期大学部も併せて移転をいたしましたので、ほとんど使っていないような状態が長く続いておりました。その上で、建物が老朽化したりとかということもありまして、先にまず短大の建物のほうを先に潰して、あと更地にした上で、恐らく跡地利用を考えたというようなことなのだろうなというふうにはちょっと認識しておりますけれども、その辺のところの部分の計画性といいますか、そういったところをもうちょっと考えてやったほうがいいのではないかとといったような部分につきましては、委員御指摘のとおりでございます。

その辺のところは、今後こういった事業を進めていく上で大事な視点だろうと思いますので、その辺のところは財産の管理を総括しております管財課のほうにもお伝えさせていただきまして、その辺のところは十分注意してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

○加藤徹専門委員長 この案件については、次の1月18日に継続審議の形でさらにやらせていただきますので、いずれその際までに今回こういう資料を出してほしいとか、何か御要望あれば伺っておきたいのですが。

小井田先生。

○小井田伸雄委員 先ほど私もほかの委員の先生方からもコメントがあった内容ということになるかと思いますが、やはり経緯として福祉総合相談センターのほうが老朽化だと、それに合わせて県民生活センターも比較的ちょうどいいというので、それでやりましたという説明では、かなり合意を得るといいますか、そういうところが難しいのではないかと、いうふうに感じるところがありまして、例えば今お話を伺っていて、こことここは連携があって、やっぱり一体化することによって非常に単独でやるよりもいいものだというような、そういう納得できるようなものがあると、この場でもそうですし、県民の御理解も得やすいのではないかと思いますので、そういったところの検討、ちょっとその検討の経緯についてはなかなか難しいと思うのですけれども、何か合理性が分かるようなものをぜひ御用意いただきたいなど。例えばほかの施設ではそこまでのシナジーはあまりないのだけれども、この施設とこの施設だとほかの組合せよりもはるかにいいというような、そういったものが分かるものがあると大変助かります。

以上です。

○加藤徹専門委員長 ちなみに、この計画をつくってくるときに、事前に何々委員会みたいなのを庁内とか、あるいは外部の委員を入れて少しは検討してきたのでしょうか。

○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長 庁内の関係課の中では、一応委員会を開いてこういった基本計画の策定というところまでは進めてきたのですけれども、どうしても物の性格上、ちょっと庁舎に近い建物だということもありまして、ちょっと外部の方は入れておりません。

○加藤徹専門委員長 現在、これはパブコメとかはやっているのでしょうか。

○八重樫政策企画部政策企画課評価課長 これからです。

○加藤徹専門委員長 そうしますと、次回の委員会までにはその意見が出てくるということですね。分かりました。

資料としては、こういうものというあれは、特になくてもよろしいでしょうか。

それでは、次回のときにはパブコメの意見とかも踏まえながら、さらに今回もう少し分かるように説明してほしいというようなことについて、県のほうで、事務局のほうでもう少し対応して、次回の審議に備えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

小井田先生。



**○小井田伸雄委員** ちょっと長引かせて申し訳ないのですが、例えばさっきのお話で、委員会で検討を具体的にされたということでもなくてもいいのですが、例えば盛岡周辺に置かれている施設でこういったものがあって、築何年で、今回の計画と一緒にするとメリットがありそうなものとか、なさそうなものとかというのがばっと一覧できるようなものがあれば、その中でやはりこれとこれの組合せがベストだというのが分かると思うのですけれども、そういうのが全くない状態だと、先ほどいろいろ委員の先生方から出たような質問というのは、いろいろなところからやっぱり出てくるかと思しますので、一応そういったものがもし作成できるのであれば、ちょっといただきたいと思います。

以上です。

**○加藤徹専門委員長** 八重樫委員どうぞ。

**○八重樫健太郎委員** すみません。あと、県の保有地の遊休となっている保有地リストみたいなものがあれば、簡単に御用意できるようであれば、ちょっと参考までに拝見させていただきたいと思います。

**○加藤徹専門委員長** では、それはぜひ次回の委員会までに資料としてお願いしておきます。

**○千葉保健福祉部保健福祉企画室管理課長** 対応させていただきたいと思います。

**○加藤徹専門委員長** それでは、今日の審議はこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、マイクを事務局のほうにお返ししますので、よろしく願いいたします。

**○八重樫政策企画部政策企画課評価課長** 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

## 5 その他

**○八重樫政策企画部政策企画課評価課長** 以上をもちまして本日の専門委員会を終了いたします。

次回の委員会は、1月18日に開催をしたいと考えておりまして、先ほどお話のありましたパブリックコメントにつきましては、11月28日から1か月間、12月27日までの期間パブリックコメントを募集するという形になりまして、次回の委員会ではその意見に対する県の立場というものを明らかにした資料をお出ししたいと考えております。

また、本日お話のありました一体化のメリット、検討の経緯の資料、あと管財課のほうと調整しまして、遊休地の関係の資料も出せる範囲で御準備したいと考えております。

## 6 閉会

○八重樫政策企画部政策企画課評価課長 以上をもちまして、本日の審議については終了とさせていただきます。誠にありがとうございました。